

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の人員基準について

厚生労働省令で定める人員基準上、サービス管理責任者等を複数名配置しなければならない場合

利用者数の算定方法

前年度1年間(4月～3月)の全利用者数の延べ数÷開所日数

※新規事業の場合(前年度において1年未満の実績しかない場合)

- ①事業開始6か月未満：定員×0.9
- ②6か月以降1年未満：直近の6月における全利用者数の延べ数÷開所日数
- ③1年以上経過：直近1年間における全利用者数に延べ数÷開所日数

障がい福祉サービス事業	配置しなければならない員数
療養介護、生活介護、 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援、就労継続支援A型B型	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
共同生活援助	利用者数30人以上：1人以上 利用者数31人以上：1人に利用者数が30人を超えて30またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
障がい児通所支援、障がい児入所支援	1人以上
多機能型(生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)	利用者60人以下：1人以上 利用者61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

その他複数配置が必要な場合

児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、重症心身障がい児とそれ以外の児童を対象とした事業の両方を行う場合、指定は1つだが報酬単価が異なるため、それぞれの規模に応じて報酬を算定するために人員(管理者を除く)や指導訓練室を分けて実施することがある。この場合、児童発達支援管理責任者をそれぞれ配置することが必要となる。